

# 答 申 書

和 情 審 第 1 号  
令和7年4月24日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 野 崎 晃

## 公文書の不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和7年2月21日付け和総務第302号で審査諮問のあった事案について、  
下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 審査会の結論

実施機関である和光市長が、和光市情報公開条例（以下「本条例」という。）  
第11条第2項の規定により、公文書の全部を不開示とした処分（以下「本件  
処分」という。）は妥当である。

#### 2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 令和6年10月8日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、実施機関  
である和光市長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和6年3月定例会  
議案第32号を提出の決裁文書」（以下「対象文書」という。）の公文書開示  
請求を行った。
- (2) 令和6年10月22日、実施機関は、対象文書が不存在であることを理由  
として（公文書不存在のため－和光市情報公開条例第11条第2項）、対象  
文書を開示しないことを決定し、同日、請求に対し、同日付書面（公文書不  
開示決定通知書－以下「本件通知書」という。）をもって、その旨を通知した。
- (3) 令和6年11月5日、請求人は、上記決定を不服があるとして、不開示決  
定を取り消し、全部開示を求める審査請求を行った。
- (4) 令和6年12月10日、実施機関は請求人に対し、弁明書を提出した。
- (5) 令和6年12月25日、請求人は実施機関に対し、反論書を提出するとと

もに、口頭意見陳述の申し立てを行った。

- (6) 令和7年2月5日、実施機関は請求人に対し、弁明書(2)を提出した。
- (7) 令和7年2月7日、口頭意見陳述が行われた。
- (8) 令和7年2月21日、実施機関は、和光市情報公開・個人情報保護審査会長に対し、上記審査請求について諮問を行った。
- (9) 令和7年3月17日、当審査会は上記諮問を受け、審査を開始した。
- (10) 令和7年3月21日、当審査会は実施機関に対し、以下の事項につき、意見書または資料の提出を求める通知を行った。
  - ・廃棄又は紛失等により不存在であると判断した詳細
  - ・請求公文書の起案、決裁及び職員課へ返却されたことがわかる資料
- (11) 令和7年4月3日、実施機関は当審査会に対し、(10)記載の事項に関する資料を提出した。
- (12) 当審査会は、以下の書面等に基づき、本件を審査した。
  - ・請求人の審査請求書
  - ・実施機関の弁明書
  - ・請求人の反論書(以下「反論書」という。)
  - ・実施機関の弁明書(2)
  - ・口頭意見陳述の結果
  - ・実施機関から提出された資料(以下「資料」という。)

### 3 請求人の主張

請求人の主張の概要は、審査請求書及び反論書からすれば、次のとおりである。

- (1) 対象文書は、「市長及び副市長の給料の減額に関する特例条項を定めること」を、議会(令和6年3月の定例会)に提出するためのものであり、極めて重要なものであること及び文書の作成から1年も経過していないことから、不存在の筈がない。徹底して探し出して、全部開示をする必要がある。仮に、対象文書を探し出すことができず、全部開示することができないのであれば、対象文書に代わるべき文書を開示すべきである。

- (2) 対象文書が見つからないということは、そのこと自体が「違法かつ不当」である。

また、対象文書の管理が文書規程の定めに従い適正に行われていなかった。

- (3) 対象文書の存在が定かではない。
- (4) 本件処分は、対象文書の不存在の要因について付記がなされていないから違法である。

(5) 対象文書の探索が十分になされたか否かが不明である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張の概要は、弁明書及び弁明書(2)によると、以下のとおりである。

(1) 対象文書は、職員課において作成されたものであるが、本件処分時において、廃棄又は紛失等により不存在であったことから、本条例第11条第2項に定める「実施機関」が「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

(2) 本件通知書の「開示しないこととする理由及び根拠規定」欄には、「公文書不存在のため。(和光市情報公開条例第11条第2項)」と記載されており、対象文書が不存在で「実施機関」が「開示請求に係る公文書を保有していないとき」という不開示事由に該当する事実及びその根拠規定が記載されている。

したがって、本件通知書には、請求人において、いずれの不開示事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得るのに十分な記載があった。

処分庁は、合理的かつ十分な探索を行ったうえで、対象文書は廃棄又は紛失等により不存在であると認定し、本件処分を行った。もっとも、処分庁としては、本件処分時において、不存在の理由が廃棄又は紛失等のいずれに該当するかまでは判断できず、物理的に不存在であること以上の記載をすることができなかったものであり、本件通知書に不存在の理由を明記することは困難であった。よって、本件処分の理由付記については、不十分な点はなく、本件処分を取り消す理由にはならない。

(3) 本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されることが適当である。

#### 5 審査会の判断

(1) 諮問の対象

諮問の対象は、令和6年10月22日付けで行われた公文書の開示請求に対する決定である。

(2) 不服の利益

請求人には不服の利益は認められる。

(3) 請求人及び実施機関の主張に対する判断

ア 不開示情報該当性について

対象文書は、職員課において作成されたものであるが、本件処分時にお

いて、廃棄又は紛失等により不存在であったことが明らかであるから、本条例第11条第2項に定める「実施機関」が「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

イ 対象文書が最終的に職員課に返却されたこと

実施機関から提出された資料、口頭意見陳述の結果からすると、対象文書が起案文書であり、起案日が令和6年1月31日とされていること、決裁日は不明ではあるものの、議案として取りまとめ、総務課へ提出するための期限が令和6年1月31日であったこと、また、市長への議案説明が令和6年2月13日であったこと、令和6年3月当時の総務部長などの関係職員に対して聴き取りを行った結果、市長決裁を経た対象文書が職員課に返却されたことが確認されていることが明らかである。

そうすると、対象文書が起案されたこと、対象文書が市長の決裁を受けたこと、対象文書が最終的に職員課に返却された事実が認められる。

ウ 対象文書の探索を十分行ったこと

対象文書の探索については、弁明書及び資料からすると、次の事実が認められる。

① 対象文書については、職員課から総務課へ、総務課から秘書広報課へそれぞれ回付され、最終的に、秘書広報課職員が副市長・市長の決裁印を貰った後、職員課に返却されたこと

② 対象文書を所管する職員課においては、令和6年10月9日、同課のファイル基準表を確認し、同月18日までの間、対象文書が収納されていると思われるファイリング・キャビネット（対象文書の類の文書は、個別フォルダと呼ばれる紙製のファイルに収納した上で、ファイリング・キャビネットに保管される。）の調査を実施したこと。具体的には、文書を作成した令和5年度の全ての個別フォルダの中身（個別フォルダ数が約120冊、文書枚数は概算で約1万枚程度）について、合計3回、2名の職員で調査したこと

③ 職員課においては、職員が個人で保持している可能性もあることから、職員個人の机の中についても調査を実施したこと

④ 職員課は令和6年10月9日、対象文書が議案（条例案）に係る起案文書であったことから、議案提出や例規調整に関する事務を所掌する総務課の保管する文書に紛れ込んでしまった可能性もあると考え、念のため、同課に対して対象文書の探索を依頼したこと（仮に、市議会の審議を経て条例案が可決されたとすれば、対象文書は告示のため職員課から総務課に再度回付されたことになる。）

これを受けて総務課では、個別フォルダ数1402冊、文書枚数11万枚程度の全文書につき、合計3回、2名1組となって調査を実施したこと

以上の事実からすると、処分庁において、対象文書の探索が合理的かつ十分に行われたものと認めることができる。そのため、本件においては、対象文書は、本件処分時において、廃棄又は紛失等により不存在であったことが明らかである。

なお、上記のとおり、対象文書は秘書広報課にも回付されているところ、同課における探索は特に実施されていない。秘書広報課においては、各部局から回付されてきた決裁文書は、市長・副市長室内で保管し（市長・副市長のデスク上に置く）、勤務時間外は部屋を施錠して管理しているとのことである。今回は、上記のとおり、秘書広報課から職員課に対象文書が返却されていることが確認されており、その後、秘書広報課に対象文書が回付されることは考えられない。したがって、同課における探索を行わなかったことには合理的な理由があるものとする。

#### エ 本件処分における理由の付記が十分であったか否かについて

公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において当該条例所定の非開示事由のいずれかに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないところ（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決）、本件通知書には、その根拠規定とともに、不開示事由に該当する事実が記載されており、請求人において、いずれの不開示事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得るのに十分な記載があったものと認められる。

#### オ その他

請求人は、対象文書を開示できないのであれば、対象文書に代わるべき文書を開示すべきであるとするが、開示請求時点において保有していない行政文書を、当該行政機関が開示請求に応ずるために作成する義務はない（通説的見解。宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 [第8版]』（有斐閣、2018年）46頁）。

また、弁明書及び口頭意見陳述の結果によれば、処分庁が令和6年10月23日、請求人に対し、対象文書に係る決裁前の電子データを印刷した書面を交付している事実が認められ、この事実からすれば、処分庁としては、一応、請求人が主張する市民の知る権利を保障するに足る対応措置を講じているものと考えられる。

## 6 結論

以上からすると、実施機関が本条例第11条第2項に基づきなした本件処分は妥当である。

## 7 審査会からの付言事項

対象文書が廃棄ないし紛失により不存在となった事実自体の評価については、本答申の対象ではないので、当審査会は判断を行わないが、対象文書が文書規程上適正に管理されていなかったことは事実であると思われ、この点、処分庁には反省が求められるとともに、何らかの対策が講じられるべきである。

以 上